

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和2年7月17日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	三田福祉ホーム
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
業務の概要	<p>当該施設は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう次の業務を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する業務 ・施設の維持管理業務 ・その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
指定管理者	<p>名称：社会福祉法人 ともかわさき</p> <p>代表者：理事長 桑原 賢治</p> <p>住所：川崎市中原区上平間1564-12 電話：044-540-0901</p>
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課（内線：33812）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間にわたって就労に従事しながら入所を継続していた利用者に対し、自立した日常生活や社会生活への移行を進めるなかで見受けられた不満や不安を解消するため、利用者の個性や育ってきた環境等に配慮したきめ細やかな支援を心掛けるとともに、施設職員との交流を図る行事を開催し、コミュニケーションを取りながら利用者が安心して生活できる環境を構築してきた。 ・福祉事務所等の関係機関や後見人、就労先の支援員とも連絡を密にし、利用者本人の意思を尊重しながら地域への移行を支援することにより、グループホーム等への転居につなげるとともに、入居を継続する利用者に対しても就労先等への訪問による勤務状況等の把握や情報共有に努めながら、関係者を交えたケア会議等での協議を踏まえた支援を行うなど、丁寧で質の高いサービスを提供できたと言える。 <p>また、施設の体験入所者や見学者もいることから、今後の入所につながることを見据え、より質の高いサービス・支援を提供できるよう、福祉サービス第三者評価を受審し改善に取り組む姿勢も評価できる。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書には、障害者支援に対する考え方等として、「入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立ったサービスの提供に努める」、「入居者と個別に面接をして自立した生活、安定した就労に向けた目標を設定した支援計画を作成するとともに、目標達成に向けた取り組みを行う」、「入居者の障害特性に配慮し、特に苦手としている部分に対応した支援を行う」の3点が掲げられている。 ・職員は、利用者一人ひとりの個性や特性に配慮した個別支援計画を作成し、日常生活及び就労継続等の目標達成に向けて必要な支援を行っている。また、利用者の勤務する会社・作業所への訪問、就労援助センターを始めとする関係機関とのカンファレンスに参加し、利用者の施設内外での状況を把握することで、日頃の支援に役立てた。施設内においては、健康、清潔、各種手続き、ストレスケア等、利用者の苦手としていることへの支援を継続して取り組んでおり、事業目的は達成できたと言える。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年に開所した施設であり、老朽化が進んでいるが、設備の定期点検をはじめ、害虫駆除を業者委託で実施するなど、適切に施設を維持・管理している。 <p>また、利用者への食事提供に伴う衛生管理に努め、健康管理にも注意を払っており、利用者は事故もなく安定した生活を営むことができていると、問題はなかったと言える。</p>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、民間グループホームの整備が進んできており、居所の提供という意味では充足されつつあるが、地域生活支援事業である「福祉ホーム」の公的役割として、一時的な入所期間（1年程度）を定め、その期間内利用者の生活能力や障害特性の見極めにより、適切な処遇計画を立てることが求められていることから、より関係機関との連携に努め、相談機能の高度化・充実化を図る必要がある。 <p>また、家庭環境、住宅事情等の理由で緊急的に施設入所を必要とする生活困窮者に対し、セーフティネットとしての社会ニーズに応えることが必要であることから、自立に向けた入居に結び付くよう、次期指定管理期間更新に向けては利用対象者の要件緩和（就労）を行うとともに、サービスを必要とする市民に対し必要な情報が行き届くよう、日頃から連絡を取っている支援学校や区役所等の関係機関への情報発信や各種媒体を活用した幅広い広報に努める必要がある。</p>

		・福祉ホームの運営を、より風通しのよいものにするため、地域との交流、見学者の受入れ、ボランティアの受入れなどを検討する余地がある。
5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果						
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	・所管課は、指定管理者から3か月に1回提出される報告書等に基づき管理運営状況の確認を行ったほか、適宜、管理運営状況の実施状況調査（現地ヒアリング含む）、管理運営上の問題発生時の指導その他、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導などを実施するなど、適切なマネジメントを行った。						
2	制度活用による効果はあったか。	<p>（サービスの向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設は、指定管理者制度導入以前も、委託事業として民間主体の運営が展開されてきた経過がある。 ・利用者の個別面接を適宜実施するなどして、公平性の確保や個別ニーズへの対応に努めたほか、施設内の日常生活だけでなく利用者の勤務先、相談支援センター等の関係機関とも綿密に連携し、就労支援や急病対応なども行っている。 ・利用者がストレス等を抱え込まないよう職員の勤務時間等を見直すなど、支援体制などを工夫することにより、利用者とのコミュニケーションが回りやすくなり、より丁寧な支援がなされている。 <p>（経費の節減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度を導入する平成17年度以前から、業務を民間へ委託している。 ・第2期指定管理委託料は第1期と比較し1.9%増額、第2期から第3期へは2.1%増額しているが、これは社会保険料等の人件費及び消費税率の引き上げの影響など外的要因によるものである。 <table border="0"> <tr> <td>第1期指定管理委託料（平成22年度）</td> <td>13,679,000 円</td> </tr> <tr> <td>第2期指定期間委託料（平成27年度）</td> <td>13,949,000 円（1.9%増）</td> </tr> <tr> <td>第3期指定期間委託料（平成30年度）</td> <td>14,241,000 円（2.1%増）</td> </tr> </table> <p>※経費負担割合</p> <p>障害者総合支援法 地域生活支援事業「福祉ホーム事業」（国 1/2、県 1/4、市 1/4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は他の施設と業務を兼任するなどして人件費の縮減や、敷地内の樹木伐採等は業者委託によらず職員が行うなど経費節減に努めており、収支状況については指定管理期間を通じて良好である。 ・経費節減に努めながら、関係機関とも連携の上で丁寧な支援を行っており、利用者の安定した生活につながっていることから、制度活用による効果はあったといえる。 	第1期指定管理委託料（平成22年度）	13,679,000 円	第2期指定期間委託料（平成27年度）	13,949,000 円（1.9%増）	第3期指定期間委託料（平成30年度）	14,241,000 円（2.1%増）
第1期指定管理委託料（平成22年度）	13,679,000 円							
第2期指定期間委託料（平成27年度）	13,949,000 円（1.9%増）							
第3期指定期間委託料（平成30年度）	14,241,000 円（2.1%増）							
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開所から32年が経過し、設備の経年劣化が進行していることから、必要な修繕費用を計上することが必要である。さらに、見学者や入所者等の意見を取り入れるなど、居室環境の改善など（洋室化等）、施設の魅力を増進させることも必要と考える。 ・本来の一時的な入所施設として、一定のニーズがある中での周知不足による稼働率低下等に対応するため、利用対象者の要件緩和（就労）や関係機関への情報提供、幅広い広報の充実等に努めるとともに、施設運営に必要な職員体制の見直しなど、さらなる運営の改善につながるような方法を検討する余地がある。 						
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	多様化する住民ニーズに、限られた予算の中で、施設の設置目的に沿うサービスを効率的・効果的に行うためには、事業の必要な知識・技術・専門性及び様々なネットワークを有する事業者による運営が望ましいことから、引き続き指定管理者制度を活用することが妥当であると考えます。						

4. 今後の事業運営方針について

当該施設は、指定管理者制度を導入する以前より、業務を民間へ委託してきた経緯がある。平成18年度より指定管理者制度が導入されて以降、仕様書等で求めた知的に障害のある利用者に対する日常生活に必要な便宜の供与のほか、日頃から関係機関と連携し、利用者の職場訪問、通院への同行など、丁寧な支援を実施することで、より市民サービスの向上に繋がる運営がなされてきた。

近年は入所者の地域移行が進み、現状は1名の入所となっている（R元年度末）。これまでは長期間にわたる入所者が多かったが、本来は必要な支援を受け、地域に移行するまでの一時的な入所場所としての役割を果たすことが重要な役割となっている。

なお、当該施設については、老朽化が進行しているとともに、入居面においては民間グループホーム数が増加していることなどから、高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画において令和7年度に廃止を予定しているが、公設施設としての役割である一時的な入居者への支援や緊急的な入居について今後も対応する必要があるため、現在、各区における基幹相談支援センター等との機能分担等を含め、障害者施策に関する役割の整理を行っている段階であり、次期指定管理期間中には一定の方向性が示される予定である。

以上のことから、次期指定管理期間中に本施設が果たす公的な役割の機能移譲や施設老朽化等への対応を踏まえ、今後の民営化に向けた利用者支援の在り方や施設の廃止時期等について検討していくこととし、それまでの間は、指定管理者の創意工夫・努力により、更なるサービスの向上が期待されることから、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが適当であると考えます。